

古河市電子入札心得（指名競争入札用）

古河市が電子入札により指名競争入札に付する建設工事・建設コンサルタント業務等の入札条件及び留意事項等は、次のとおりである。

なお、この入札心得において示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

1 全般的な留意事項

- (1) 入札に際しては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、同法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、古河市契約規則（平成 31 年規則第 24 号）、古河市建設工事執行規則（平成 17 年規則第 46 号）、古河市建設コンサルタント業務執行規則（平成 17 年規則第 47 号）、古河市電子入札試行要綱（平成 20 年告示第 245 号）、古河市電子入札運用基準（平成 20 年 9 月施行）を遵守すること。
- (2) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為をしないこと。
- (3) 入札に当たっては、競争を制限する目的で入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 入札方法及び提出資料

- (1) この入札は、入札及び届出等を電子入札システムにより行う対象案件である。なお、電子入札システムは、IC カードの準備中若しくは更新中の場合等、やむを得ない事由があると認めた場合に限り、紙入札方式に変えることができるものとする。紙入札承諾に関しては、市長に承諾願を提出するものとする。
- (2) 入札書は、電子入札システムにより提出するものとし、持参、電報又はファクシミリによる入札は認めない。ただし、(1)により承認を得た場合には、郵送（書留郵便に限る。）又は持参することができる。
- (3) 入札書の受付日時の間に、入札金額その他所定の情報が記録されない入札書は、受理しない。郵送による場合には、受付期限を過ぎて到達した入札書は、受理しない。
- (4) 入札執行回数は、原則として初回の入札を含めて 2 回を限度とする。ただし、予定価格を事前に公表している場合の入札執行回数は、1 回とする。再入札は、電子入札システムにより行う。ただし、(1)により承認を得た場合には、メール、FAX 又は持参にて提出することができる。メール・FAX で提出した場合には、後日原本を提出すること。入札期限は、開札日翌日（古河市の休日を定める条例（平成 17 年条例第 2 号）第 1 条に規定する市の休日を除く。）の正午までとする。期限までに提出がない場合には「辞退」として扱うものとする。
また、初回の入札を含めて 2 回の再度入札を行っても落札者がいないときは、予定価格と最低入札金額との差が少額るとき、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づき随意契約を行うことができる。なお、この場合の執行回数も 2 回を限度とする。
- (5) 提出した入札書の引換え、変更又は取消しは、認めない。入札金額の入力ミス等の錯誤又

は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。

- (6) 入札を希望しない場合は、入札書を提出するまではいつでも辞退することができる。入札を辞退するときは、入札書の提出期間中に持参、電子入札システム又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。郵送による提出の場合には、入札書提出期限の前日までに到達すること。なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- (7) 入札参加者が1人の場合は、入札を中止する。
- (8) 紙入札の承諾を得た者は、書面により資料の提出及び入札等を行うことができる。なお、この場合における書面は、紙媒体に限るものとする。
- (9) 入札書にくじ番号（3桁の任意の数字）を入力すること。紙入札による場合には、古河市に到着した順に「000」から始まる番号を付するものとする。

3 工事費内訳書の提出

- (1) 指名通知書等により、初度の入札に関し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める場合がある。
- (2) 工事費内訳書の提出を求められた場合は、別に定める作成例に準じて指定された様式を使用すること。なお、紙入札方式の承諾を得た場合には、入札者の商号又は名称及び代表者の職氏名を記載し、代表者押印をして提出すること。（紙入札方式において押印を省略する場合、本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記載すること。）
- (3) 提出期限は入札書の提出期限と同じとし、電子入札システムにより電子ファイルで提出すること。紙入札方式の承諾を得た場合には、入札書と同封のうえ、郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (4) 工事費内訳書は、金抜き工事費内訳書に対応した項目及び金額を記載すること。
- (5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (6) 指定様式等の配布は、古河市ホームページからのダウンロードを原則とする。
- (7) 談合があると疑うに足る事実があると判断される場合には、提出された工事費等内訳書を公正取引委員会に提出する。

4 開札

- (1) 開札の立会いは、入札事務に関係のない市職員が立会いをする。なお、工事ごとに定める入札において、入札参加者が参観を希望する場合は、参観することができる。

5 入札の無効

古河市契約規則（平成31年規則第24号）第14条各号のいずれかに該当するもののほか、次の入札書は無効とする。

- (1) 入札を行う資格のない者及び談合した者の入札
- (2) 指定の日時までに所定の場所に到達しない入札
- (3) 2通以上の入札をした者の入札
- (4) 電子入札の場合で、有効な電子証明書を取得していない者が入札をした場合
- (5) 市長の承認を得ず、又は指示によらずに紙入札した場合

- (6) 同一の案件において、電子入札による入札と紙入札とを重複して行なった入札
- (7) 工事費内訳書の提出がない者がした入札（３において提出を求めた入札に限る。）
- (8) 工事費内訳書に「材料費」「労務費」「法定福利費の事業主負担額」「建退共制度の掛金」「安全衛生費」の記載がないものを提出した者が行った入札。（ただし、経過措置として令和９年３月３１日までに公告を行った入札については、記載がない場合でも有効なものとして取り扱うものとする。）
- (9) 工事費内訳書に記載された工事価格計と入札書に記載された金額とが異なるもの（ただし、工事費内訳書の工事価格に係る１万円未満の端数処理に該当する場合を除く。）（３において提出を求めた入札に限る。）
- (10) 工事費内訳書の金額に誤りがあるとき（３において提出を求めた入札に限る。）
- (11) 指定された様式の工事費内訳書を使用していないとき（３において提出を求めた入札に限る。）
- (12) 入札書及び工事費内訳書に代表者の記名押印がない入札（紙入札方式の場合、かつ３において提出を求めた入札に限る。）（紙入札方式において押印を省略する場合、本件責任者及び担当者の氏名・連絡先の記載がない入札。）
- (13) 封筒に記載された工事名と入札書又は工事費内訳書の工事名が異なる入札（紙入札方式の場合、かつ３において提出を求めた入札に限る。）
- (14) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札（紙入札方式の場合に限る）
- (15) 予定価格を事前に公表している場合の入札で、予定価格を超えた金額でした入札
- (16) 入札書を入れた封筒に工事名、開札日、差出人の商号又は名称、差出人住所、入札書在中の旨が記載されていないとき（紙入札方式の場合に限る）
- (17) 指定された郵送方法で提出されない入札（紙入札方式の場合に限る）
- (18) 入札書の金額を訂正した入札（紙入札方式の場合に限る）
- (19) 入札について不正の行為があったとき
- (20) 入札参加者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む場合
- (21) 入札執行（開札）日までに指名停止を受けた場合
- (22) その他、入札に関する条件に違反したとき。

6 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定方法は、地方自治法第２３４条の定めるところにより予定価格の範囲内で最低価格で入札書の提出をした者を落札者とするを原則とする。
- (2) 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 最低制限価格を設定しているときは、最低制限価格未満の入札をした者は、落札者とはせず、制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とはせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって

入札した者を落札者とする。

- (5) 落札となるべき同一金額の入札をした者が2人以上あるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の9の規定に基づき、システムによりくじ引きをする。ただし、システムによるくじ引きの手続きが困難な場合には、市長が指定する場所及び日時においてくじ引きの手続きを行い、落札者を決定するものとする。

7 その他

- (1) 落札者は、落札日から7日以内（土日祝祭日を除く。）に契約締結を行うこと。なお、期限までに契約締結しない場合には、落札者としての地位を失うものとする。
- (2) この入札の対象案件が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事である場合は、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算したうえで入札すること。また、落札者は、契約に当たり、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用等について落札決定後に発注者と協議を行うこと。
- (3) 請負代金の額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の13に該当するもの（建築一式工事1,500万円以上、その他の建設工事500万円以上）である場合は、契約締結日から1年7ヶ月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に定めるものをいう。）を受けていないものは、この入札に参加できない。入札にあたっては、最新の経営事項審査結果通知書（建設業法第27条の27第1項に基づく通知）の写しを持参すること。また、既に経営事項審査を受審したものであって、最新の経営事項審査結果通知書が送達されていない場合には、経営事項審査完了票を持参すること。

附 則

この基準は、平成21年10月20日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年9月19日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年9月2日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年10月3日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。